

平成 22 年 9 月末現在

金融円滑化に対する当金庫の取組み状況について

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する
法律第 7 条 1 項に規定する説明書類

にいかわ信用金庫

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律(以下、「金融円滑化法」といいます。) 第 7 条第 1 項の規定に基づき、当金庫が、同法第 4 条及び 5 条の規定に基づいてとった措置の状況に関する事項、ならびに同法第 6 条の規定に基づいてとった措置の概要に関する事項を、次のとおり開示いたします。

第 1 府令第 6 条第 1 項第 1 号に規定する法第 4 条及び第 5 条の規定に基づく措置の実施に関する方針

○ 地域金融円滑化のための基本方針

- ・地域の中小企業および個人のお客さまに必要かつ相当な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針は次のとおりです。

- ・地域の中小企業および個人のお客さまへの安定かつ適切な資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命の一つです。
- ・お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えておられる問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた体制整備を図ります。

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ・金融円滑化管理に関する方針を定めた本方針を理事会において定め、金融円滑化管理の実効性を確保するため、理事会において「金融円滑化管理責任者」を選任し、理事会、常勤理事会および金融円滑化管理責任者の役割を定めた「金融円滑化管理規程」を策定しました。
- ・お客さまへのきめ細かな経営改善支援を行うため、従来より本部、営業店に設置しております経営改善支援グループ(本部)、経営改善支援融資担当役席者(営業店)が、お客さま

のご要望に、従来以上にきめ細かく対応させていただき、サポート体制の一層の強化を図ってまいります。

- 当金庫では、中小企業の資金繰り支援と事業者以外の個人のお客さまの住宅ローン等についても返済条件の変更等に積極的にお応えするため、平成21年12月8日より全営業店に「金融円滑化相談窓口」を設置致しました。また、従来より魚津駅前支店にて開催しております休日ローン相談会（毎月第3日曜日開催）においてもご相談を承ってまいります。

3. 他の金融機関等との緊密な連携を図ります。

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときには、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

なお、お客さまからの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口が設置されています。

にいかわ信用金庫 お客様相談窓口 電話番号 0765-24-1916（直通）

受付時間 当金庫営業日の午前9時～午後5時

第2 府令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制に関する事項

○ 貸付条件の変更等の申込に対する対応状況を適切に把握する体制について

- 経営改善支援融資担当役席者は、お客様から貸付条件の変更等の申込があった場合はもれなく「条件変更等」相談受付表を作成し、店舗長に報告し進捗管理を行っていきます。申込の受付時において、申込の理由、貸付条件の変更内容、他行取引の有無、他行県信保利用の有無、他行と連携をとる場合の同意、条件変更対応保証制度申込の有無等を聞き取りし、「条件変更等」相談受付表に記録します。
- 店舗長は申込内容を検討し、営業店の取組み方針を「条件変更等」相談受付表に記載し金融円滑化管理部門（融資部）に電子メールで報告します。
- 金融円滑化管理部門（融資部）は、各営業店から報告された「条件変更等」相談受付表の案件内容を金融円滑化管理責任者（常務理事）に報告し、本部意見を付して営業店に電子メールで返信します。
- 店舗長は、「条件変更等」相談受付表案件の進捗状況を点検し、長期化しないよう経営改善支援融資担当役席者を指導します。
- 営業店は、毎月初めから月末までの貸付条件の相談・申込の対応状況について「貸付

条件変更等実施報告書」を作成し、中小企業者等と住宅資金借入者ごとにそれぞれ「受付・実行・審査中・謝絶・取下げ」に区分した「条件変更等の実施状況集計表」とともに、金融円滑化管理部門(融資部)に翌月 20 日まで報告します。

- ・金融円滑化管理部門(融資部)は、各営業店から報告された「貸付条件変更等実施報告書」及び「条件変更等の実施状況集計表」に基づき、前月分の取組状況を「受付・実行・審査中・謝絶・取下げ」の区分毎に「件数・金額」別に集計を行い、金融円滑化管理責任者(融資担当常務理事)及び常勤理事会に報告します。
- ・営業店は、貸付条件の変更等の相談・申込を謝絶する場合は、顧客が理解と納得を得られるよう可能な範囲で謝絶理由を説明するとともに、謝絶に至った理由を可能な限り具体的に「条件変更等相談受付表」の相談結果欄及び「融資謝絶に関する記録書」に記録します。

第 3 府令第 6 条第 1 項第 3 号に規定する法第 4 条及び第 5 条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制に関する事項

- ・顧客からの貸付条件の変更等に関する苦情等の受付は、本部に設置してある「お客様相談窓口」(コンプライアンス室)とし、対応にあたっては与信取引における説明と同様に、可能な限り顧客の理解と納得を得て、迅速に解決するよう努めます。
- ・各営業店で受付けた貸付条件の変更等に関する苦情等は、受付担当者が苦情等処理簿に記入し店舗長及び経営改善支援融資担当役席者に報告する。営業店はコンプライアンス室へ速やかに電子メールで報告します。
- ・コンプライアンス室は速やかに金融円滑化管理部門(融資部)及び関連部署と協議を行い、原因究明と早期解決に努めるとともに再発防止策を講じ、金融円滑化管理部門(融資部)を通じて各営業店を指導し、理事会等に報告します。
- ・コンプライアンス室は、貸付条件の変更等に関する苦情等について発生原因等の分析を行い、本部各部署は再発防止に向けた改善策や情報提供等を各種会議・研修会等で事例として取り上げ、今後の事務手続き等の改善に努めます。
- ・コンプライアンス室は記録された貸付条件の変更等に関する苦情等処理簿は処理終了後 10 年間保存いたします。

第 4 府令第 6 条第 1 項第 4 号に規定する法第 4 条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制に関する事項

- ・経営改善支援融資担当役席者(営業店に配置)は融資先の財務内容が極度に悪化することを未然に防止し金庫の貸出資産の劣化を防ぐと同時に顧客の事業継続性を確保する。
- ・経営改善支援融資担当役席者は、赤字・累損・債務超過等の債務者に対して、経営相

談・経営指導を通じて経営改善を促し、支援体制を維持する目的で経営改善計画書の策定支援により、債務者の健全化に努めます。

- ・ 経営改善支援融資担当役席者は当庫の貸出資産の毀損と収益に関わる重要な仕事である事を認識し、深度ある経営実態の把握と顧客との踏込んだ折衝をもとに経営改善に取り組めます。
- ・ 経営改善支援融資担当役席者は、顧客の不良資産の存在・資産の現在価値・収益性・経営環境・人的側面・企業特色・資金繰り等の財務内容等実態把握に基づき、経営改善計画書の策定支援を行ないます。
- ・ 経営改善支援融資担当役席者は経営改善計画書に基づいた改善計画の進捗状況の検証を行うとともに計画と実績の把握及び乖離要因の分析と経営相談・経営指導を行う。
- ・ 経営改善支援融資担当役席者は経営改善の取組み状況について、定期的又は随時に経営改善支援グループ(融資部)に報告します。
- ・ 経営改善支援グループ(融資部)は、経営改善支援融資担当役席者の顧客の経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組状況について定期的又は随時にヒアリングを行ない、問題点等の指摘・指導又は改善策を指示し、経営改善支援融資担当役席者と問題点等を共有して顧客の経営改善に取り組めます。
- ・ 経営改善支援グループ(融資部)は、経営改善に取り組んでいる顧客の改善状況について定期的に又は随時、管理責任者(融資担当常務理事)に報告します。
- ・ 管理責任者(融資担当常務理事)は、経営改善支援に従事する職員に経営改善支援に関する具体策を指導し経営改善支援を円滑に行うため、連絡・報告体制を整備するとともに定期的又は必要に応じて見直しを図ります。
- ・ 条件変更等の申し出への対応を判断する局面は職員の目利き能力が問われることから、人事部門は役職員に対し、目利き能力向上のための研修等を実施します。
- ・ 当金庫は、社会的使命として目利き能力やコンサルティング機能を高めることに注力し、中小企業者等からの条件変更等の申し出に適切に対応していきます。

第5 金融円滑化法第4条に基づく措置の実施状況

別表1~4をご覧ください。

- (別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額（債務者が中小企業者である場合）
- (別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数（債務者が中小企業者である場合）
- (別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額（債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合）
- (別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数（債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合）

第6 金融円滑化法第5条に基づく措置の実施状況

別表5～6をご覧ください。

(別表5) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額（債務者が住宅資金借入者である場合）

(別表6) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数（債務者が住宅資金借入者である場合）

以 上

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	878	2,940	4,757	6,935				
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	758	2,509	3,957	5,700				
うち、実行に係る貸付債権の額	254	1,584	3,131	4,552				
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0				
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	208	338	425				
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0				
うち、審査中の貸付債権の額	504	697	408	574				
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	19	78	147				
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	119	430	800	1,234				
うち、実行に係る貸付債権の額	38	209	566	917				
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	57	85	85				
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0				
うち、審査中の貸付債権の額	80	156	90	169				
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	8	57	62				

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	69	272	443	580				
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	36	133	217	284				
うち、実行に係る貸付債権の数	16	96	162	215				
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0				
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	14	21	27				
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0				
うち、審査中の貸付債権の数	20	21	27	31				
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	2	7	11				
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	33	139	226	296				
うち、実行に係る貸付債権の数	8	74	163	225				
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	20	26	26				
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0				
うち、審査中の貸付債権の数	25	41	23	28				
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	4	14	17				

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申し込みを受けた貸付債権の額	40	40	40	500				
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	0	44				
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0				
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	40	40	40				
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0	0	0				
うち、審査中の貸付債権の額	40	0	0	414				
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0				

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申し込みを受けた貸付債権の数	1	1	1	35				
うち、実行に係る貸付債権の数	0	0	0	9				
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0				
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	1	40	1				
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	0	0	0				
うち、審査中の貸付債権の数	1	0	0	25				
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0				

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表5) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	88	305	435	553				
うち、実行に係る貸付債権の額	0	142	316	427				
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	19	50	50				
うち、審査中の貸付債権の額	88	106	30	21				
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	37	37	54				

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表6) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	11	30	45	55				
うち、実行に係る貸付債権の数	0	12	29	36				
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	4	7	7				
うち、審査中の貸付債権の数	11	8	3	3				
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	6	6	9				